

福井医療大学FD会議規程

(目的)

第1条 福井医療大学（以下「本学」という。）教員の教育・研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、教授会の基に、FD（ファカルティ・ディベロップメント）会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) リハビリテーション学科 教員 3名
- (5) 看護学科 教員 1名
- (6) 事務員
- (7) 学長が指名した教職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

第5条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学教育における教員の授業内容・方法の改善のための組織的な取組に関すること。
- (2) 教育業績評価及び授業評価に関すること
- (3) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (4) その他大学教育の改善についての必要な事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

(報告)

第7条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則2 この規程は、令和3年7月14日より施行する。